

優秀修士論文概要

多文化共生の意味内容をめぐるポリティクス

——政策形成過程における凝集性概念の処遇——

永 島 郁 哉

本研究の目的は、日本における外国人政策を〈多文化共生〉政策と総称した上で、その政策概念である〈多文化共生〉がいかなる意味内容を持つものとして構築されてきたのかを明らかにすることである。日本政府は〈多文化共生〉政策のもとで調和的な社会像を描きつつ、現実には滞日外国人に対する同化主義的・排外主義的な施策を展開してきた。これに対し先行研究は、近代以降の日本の外国人政策の延長線上に〈多文化共生〉政策を位置付けることで、外国人の処遇をめぐる日本の近代史に通底した同化主義・排外主義から〈多文化共生〉政策の欺瞞性を指摘している。しかしながら、こうした研究は、日本政府が外国人めぐる施策に対して、〈多文化共生〉という政策概念を導入したことがいかなる意味を持っていたのかを十分に検討してこなかった。そこで本研究では、〈多文化共生〉が政策概念として採用された際、いかなる論理のもとで、いかなる意味内容の付与が行われたのかを、概念をめぐる言説の分析を通じて明らかにする。

分析に先立ち、本研究は共生をめぐる論点を分析軸として設定した。近年の共生論では、多様性の尊重と社会的凝集性の確保という対立する二つの命題の両立可能性が論じられている。例えば、岡本智周(2013)は、人間が家族集団から世界社会までを含む複数の社会的位相で生きていること(「人間存在の多重性」)を根拠に、人は、多様性が強調されることでもたらされる分断や、逆に凝集性が高まることで生じる同化を相対化しながら、ある位相での排他的事实を別の位相から捉え直すことができると主張している。とりわけ重要なのは、両立可能性を論じることそのものが、多様性と凝集性の常なる緊張関係を前提としているということである。これより本研究では、多様性と凝集性が相互に問い直される関係性にあることが、共生を論じる際の基盤となることを確認した。

分析ではまず初めに、〈共生〉という概念を初めて政策に導入した内閣府の「共生社会形成促進のための政策研究会」(2003～2005年)を取り上げ、その議事録の言説分析を行った。分析の結果、〈共生〉概念は次の二つの特徴を持っていることが分かった。第一に、凝集性により大きな比重を置いた理解から、多様性の尊重を社会的凝集性を実現するための手段に据えている。これは、「統合・同化に役立つ多様性」と「分離・独立の局面を持つ多様性」の線引きを誘発し、前者のみを“多様性”として承認する。この理解は、ある位相における凝集性がある位相からの多様性によって問い直されることがなく、凝集性が持つ排他性が放置されるという問題を抱える。第二に、人びとは他者が元来保持している本質的な差異を乗り越えるべきだ、という規範がある。「個人が主体的であれば、個人間の異質性は調停可能なものである」という前提に立ち、個人の主観に働きかけることで異質性の克服が目指される。この理解のもとでは、社会的カテゴリは個人の意志や主観によって脇に置いておけるものではあっても、対象化し再点検するものではなく、カテゴリ間の異質性に由来する構造的不平等や不公正の解決が後景化してしまう。以上より〈共生〉概念には、多様性の道具化と差異の本質化が伴っていることが明らかに

なった。

次に〈多文化共生〉概念を政策に導入した総務省の研究会（2005～2021年）の議事録を対象に言説分析を行った。分析の結果、〈多文化共生〉概念はコミュニケーションを通じて地域社会の凝集性を高めるためのものとして理解されていることが分かった。〈多文化共生〉概念は、日本人住民と外国人住民との間の社会関係の構築を志向するものであり、〈共生〉概念と同様に、社会的凝集性を表す概念であった。研究会は、外国人住民が異なる価値観や規範を持っていることを承認したうえで、コミュニケーションを通じて「顔の見える関係性」を築き、そこで何らかの合意を果たすことを〈多文化共生〉の営為としながらも、実際には、コミュニケーションの相手となる外国人が日本語能力や日本の慣習に関する知識を有していること（日本社会に「同化」していること）を暗黙裡に想定しており、コミュニケーションへの参加それ自体に選好性が発生していた。つまり、〈多文化共生〉概念は外国人の対等性を表面上は志向するが、その「対等性」はナショナルな規範へと同化された外国人との対等性にすぎず、ナショナルな凝集性の問い直しは行われ得ないことが明らかになった。

最後に、近年〈多文化共生〉概念の使用が著しい法務省が〈多文化共生〉概念をどのように再規定しているのかを分析した。政策検討会（2018年）や有識者会議（2021年）の議事録を分析した結果、法務省の〈多文化共生〉理解には次の三つの特徴が見出された。一つは、ナショナルな規範の要請がより強く表出している。とりわけ象徴的なのは、「親日」外国人の積極的受け入れという言説である。これは、同化が容易な「親日」外国人を“多様性”として容認する姿勢であり、政府はあくまで個人的な資質・努力によって“日本人化”した外国人を受け入れることだけを想定している。もちろんここでは「異質性」の社会構築性は意識されない。次に、「不法カテゴリ」が新たに導入されている。在留資格を失った人や納税義務を怠った人を「不法」と名指すことで、〈多文化共生〉の対象に「合法性」という条件が設けられた。その背景として語られるのが「安全・安心な社会」という言説である。ナショナルな凝集性の強化は、ナショナルな価値規範の共有によってだけではなく、集団を脅かす存在を排除することによっても達成されようとしていることが分かる。最後に、多様性が限定的に承認されている。外国人の人権保障強化が謳われるが、その動機には海外からの日本の評価を気にする姿勢が見え隠れしており、ここでも多様性の道具化が生じている。以上の分析結果より、法務省は〈多文化共生〉概念と、日本の境界をめぐる管理の論理を接続していることが明らかになった。

〈共生〉や〈多文化共生〉概念をめぐるのは、以上見てきたような意味内容が確認できる。それでは、こうした意味内容の構築を可能にする論理の過程とはいかなるものだったのか。上述したように〈共生〉概念の構築は社会的凝集性を希求するものであったが、その際、社会のなかに存在する差異は本質主義的に理解され、その社会構築性は後景化していた。「人と人との関係」あるいは「関係性を取り結ぶ個人のあり方」は問題化するが、その社会関係を規定する「社会」なるものや、関係性の先に思い描かれる「社会」なるものに対する言及はしない。こうして「社会」それ自体が不問に付されるとき、そこに素朴に想定されたのが、国民社会という社会の位相であった。総務省の研究会は、〈共生〉概念が志向していたものと同様に、日本人住民と外国人住民の個人間のコミュニケーションを通じた社会のあり様を描いていたが、その際、そのコミュニケーションに持ち込まれたのが国民文化という規範（ナショナルな規範）であった。コミュニケーションは、「違い」をもたらし社会制度や社会の構造に対する問い直しへと向いたものではなく、むしろ日本文化の伝達や、日本文化を内面化した個人（外国人）とのミクロなその場限りのやり取りを意味するにすぎなかったのである。加えて重要なのは、日本文化という

範疇が、日本人や日本社会と接続されることで、ナショナルな規範の要請であったものがエスノナショナルな規範の要請へと転換していることである。総務省は〈多文化共生〉概念によって、エスニックな日本人をネーション（国民）とする社会の凝集性を確保しようとしていたことが分かる。そして、法務省による〈多文化共生〉理解は、この傾向をさらに推し進める。法務省は〈多文化共生〉概念に「安全・安心」という言説を持ち込むことで、エスノナショナルな凝集性が境界の外との関係のなかで規定されることを示した。つまり、「エスニックな日本人」は「日本文化」を共有した集団である以上に、「かれら」に対しての「われわれ」意識に基づいた集団である。「外国人」との関係のなかで「日本人」を意識することで、自集団の自明性を確認する法務省の議論は、エスノナショナルな凝集性をさらに強化することに繋がったと言える。このように見たとき、〈多文化共生〉概念をめぐっては、「社会」をめぐる思考の不在さがもたらす「社会（人びとが凝集する集団の単位）＝国民社会」という理解と、「国民社会」の本質化が生じていたことが分かる。〈多文化共生〉概念の意味内容は、エスノナショナルな枠組みを想定し、それを本質化する論理過程に支えられていたのである。

ここで共生論の理論的前提を思い起こしてみれば、政府の〈多文化共生〉理解が抱える問題は一目瞭然である。政府は国民社会という位相（エスノナショナルな凝集性）を至上命題化することで多様性の尊重に失敗している。彼らの言う「多様性」は、エスノナショナルな集団にとって利益になる限りにおいて承認されるか、エスノナショナルな価値観を脅かさない限りにおいて形式的に受容されるにすぎず、凝集性にとっての道具でしかない。多様性が凝集性を問い直す力を持たないとき、「日本民族」や「日本人」が何を意味し、そこで差異化されるものは何であるのか、その根拠は何かといった問い直しはなされない。既存の社会構造を温存し、外国人を周縁化・排除する欺瞞的な〈多文化共生〉政策の運用は、〈多文化共生〉概念そのものをめぐる理解のあり様から水路づけられていたのである。

【文献】

岡本智周, 2013, 『共生社会とナショナルヒストリー——歴史教科書の視点から』勁草書房。

優秀修士論文概要

「負の記憶」をいかに継承するか

——語り部「ガイド」による語りの継承に着目して——

橋 本 大 河

本研究は、東日本大震災の津波被災地で活動する語り部「ガイド」が、「その土地で被災した者にしか語れない」という真正性を伴う問題について、どのように対峙しながら語り継いでいるのかを明らかにすることを目的とする。

第1章第1節では、「負の記憶」の定義づけを行う。近年、戦争や災害といった「負の記憶」をいかに後世に残していくのが問われており、「負の記憶」をめぐる継承の研究が蓄積されている。しかし、「負の記憶」をめぐる継承の先行研究において、「負の記憶」はマジックワードとして用いられており、具体的な定義づけがなされていない。そこで本稿は、「負の記憶」を「戦争や自然災害によって喚起されるネガティブな感情を表す総体」と操作的に定義づける。

第1章第2節では本稿の方向性について述べる。本稿では太平洋戦争における継承の知見を東日本大震災へと援用することを示唆した深谷直弘の論点を追究すること、そして、浜日出夫が示した「歴史の社会学」に立脚し、「負の記憶」をいかに語り継ぐのかを検討する。すなわち、太平洋戦争の「負の記憶」がいかに語り継がれ、現在どのような課題が浮上しているのかを整理したうえで、東日本大震災の「負の記憶」が現在においていかに語り継がれているのかを実証的にみていく。

第1章第3節では、「負の記憶」をめぐる継承の問題について確認したのち、「負の記憶」を持つ「体験者」と持たない「非体験者」が協働して継承する営為をみる。すなわち、「負の記憶」の継承をめぐる問題は、第一に、「体験」ベースの継承観によってたちまち「体験者」と「非体験者」が二分され、「他者への想像力や共有可能性」を削ぎ落としてしまう問題、第二に、語りの「制度化」によって語られる内容が「凡庸化・陳腐化」される問題の二点がある。そして、小倉康嗣の「能動的受動性」を鍵概念として、「非体験者」であること、体験をめぐる知が二次的に構成されることを積極的に自覚することこそ、継承の活路が見出されている。

第1章第4節では、「負の記憶」の継承を受けた者が、いかに語りの継承を行うのかについてみる。そこでは、語りの「制度化」の問題がある。広島市の「被爆体験伝承者養成事業」では、非体験者が体験者の語りをそのまま受け継ぐ営みがある一方で、沖縄戦の語りの継承では、非体験者である平和ガイドの「語り直し」の実践があることを確認する。後者においては、語り手が「非体験者」であることを積極的に自覚したうえで、「自分たちなりの工夫」をしながら、沖縄戦の記憶を継承していく営みがみられる。そして、太平洋戦争の「負の記憶」をめぐる語りの継承においては、「誰が」語るのかという「外見的な」真正性は希薄化し、「何を」「どのように」語るのかという「内面的な」真正性がより求められていることを確認する。

第2章では、資料として保存するデジタルアーカイブによる実践、遺構やミュージアムによる展示などの空間的实践、そして語りによる継承を概観することによって、東日本大震災の「負の記憶」の継承

の先行研究を把握する。

第2章第1節では、アーカイブによる継承についてみる。東日本大震災を契機に、震災記録を収集保存するために多様な組織により多くの震災アーカイブスが立ち上げられ、国立国会図書館はそれらのポータルとなる「ひなぎく」を公開した。しかし、これらの震災アーカイブの維持運営には様々な課題があり、震災から10年以上が経過した現在、維持困難となって閉鎖された事例も出てきており、アーカイブの維持困難という「消滅」の課題に直面している。

第2章第2節では、空間的实践による継承についてみる。東日本大震災における空間的实践による継承では、数多くの「震災伝承施設」が設置されており、また施設間で連携を図る動きも確認されている。その他方で、展示等をめぐって国や自治体の方針にそぐわないと判断された場合は、「修正」や「制限」が加えられ、「制度化」される実態がある。

第2章第3節では、語りの継承についてみる。東日本大震災の各被災地では被災経験を語り伝えるため、「語り部」や「語り部ガイド」による語りの継承がみられる。特に、東日本大震災の津波被災地に着目した先行研究では、「語り部」や「語り部ガイド」は「その土地で直接被災した住民」として焦点が当てられており、「あのとき、ここで」被災体験をした者による継承実践が多数報告されている。そのような「語り部」から災害の体験を直接聞くことによって、「命の大切さ」「助け合いの大切さ」や「防災のための具体的な知恵」が教訓として次の世代に伝わるということが指摘されている。一方で、東日本大震災の津波被災を受けて、災害の体験・経験は起こった瞬間から風化が始まることから、「多様な」語る主体によって語り継いでいくことの重要性も指摘されている。

第2章第4節では、第1章と第2章の「負の記憶」の継承をめぐる先行研究の整理を行ったうえで、具体的な2つの問いを立てる。すなわち、第一に、『その土地で被災した者にしか語れない』という真正性を伴う問題について、『多様な』語る主体はどのように語り継いでいけばよいのか』という問いである。第二に、『語りの『制度化』』に対してどのように向き合うのか』という問いである。

第3章では、東日本大震災の津波被災地の一つである岩手県宮古市田老地区で継承活動を行う「学ぶ防災」に着目し、「学ぶ防災」の継承実践についてみる。

第3章第1節では、田老と「学ぶ防災」の概要について述べる。田老は東日本大震災において宮古市の沿岸部のうち最も大きな被害を出したとされている。もともと田老は津波の常襲地であり、たとえば明治三陸地震や昭和三陸地震など、過去幾度となく津波による被害を受けてきた歴史を持つ。そして、田老では防潮堤の建設によるハード面の整備や、防災教育や防災訓練の徹底によるソフト面での防災対策を積極的に取り組んできた。そのような田老というまちで、東日本大震災の「負の記憶」を継承すべく、「学ぶ防災」ガイドによる語りの継承が行われている。「学ぶ防災」ガイドはそのほとんどが田老地区の出身ではなく、宮古市市街地出身の「よそ者」である。そして、「学ぶ防災」は発足から12年を迎え、ガイドは累計で20万人以上の参加者を相手に語り継いできた実績がある。しかし、その過程において、田老の住民から「田老が地元じゃないのに何がわかるんだ」という厳しい言葉がガイドに浴びせられることもあった。そして、田老にとって「よそ者」であるガイドは、自らの立場を『語り部』ではなくあくまで『ガイド』と表明している。以上のような「よそ者」である語り部「ガイド」は、真正性を伴う問題についてどのように対峙しながら語り継いできたのだろうか。

続く第3章第2節では、「学ぶ防災」ガイドの継承実践について、インタビュー調査とフィールドワークをもとに詳述する。「学ぶ防災」の継承実践から、4つの結果が導出された。4つの結果とはすなわち、

「負の記憶」をいかに継承するか

第一に、東日本大震災においては、「誰が」語るのかという「外見的な」真正性が強く求められていること。第二に、「外見的な」真正性と「内面的な」真正性が「ずれて」いること。第三に、「学ぶ防災」ガイドが2つの真正性の「ずれ」をいなししていること。第四に、ガイドは宮古市観光課からの語りの「マニュアル化」の打診に対して拒否することで、「自由な語り」を希求していたことである。以上の第一、第二、第三の結果からはガイドが真正性と対峙していること、そして、第四の結果からはガイドが語りの制度化へ抗っていることが示唆された。

第4章では、「学ぶ防災」の継承実践から示された「真正性との対峙」と「制度化への抗い」について考察を行う。「真正性との対峙」については、分析結果から、「学ぶ防災」ガイドが「誰が」語るのかという「外見的な」真正性と「何を」「どのように」語るのかという「内面的な」真正性、この2つの真正性の「ずれ」をいなししていることが明らかになった。そして、ガイドが真正性の「ずれ」をいなさざるを得ない要因には、第一に東日本大震災被災地には「生々しさ」が漂っていること、第二に聞き手が語り手に対して真正性を「過度に」求めていることの2つがあると考察した。また、「制度化への抗い」については、太平洋戦争の文脈では「脱却」という形で、東日本大震災の文脈では「抵抗」という形で、それぞれ語りの「制度化」に向き合っていたのではないかと考察した。

最後に、本稿は「歴史の社会学」に立脚し、太平洋戦争と東日本大震災における語りの継承に着目したところ、「真正性」と「制度化」を分析軸として追究できることが示されたことを結論とした。